

2017年7月6日

企業会計基準委員会 御中

株式会社 IDOM

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号

実務対応報告公開草案第 52 号
「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引
に関する取扱い（案）」についてのコメント

平成 29 年 5 月 10 日に公表されました実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い（案）」（以下「本公開草案」という）に対して、以下のとおりコメントを申し上げます。

質問 1～質問 4

これらの提案に同意しない。

（理由）

- ① 権利確定条件付き有償新株予約権は、独立した第三者評価機関が算出する公正価値評価に基づき、当該価格を金銭で支払って取得する有価証券であるので、報酬性はないと考える。
- ② 公益社団法人日本監査役協会の「監査役監査実施要領」（改訂版）（平成 28 年 5 月 20 日公表）においては、公正価値での取引であることを理由に、「有利発行決議や報酬決議、事業報告における開示の対象とはならない」としている。また、税務においても、公正価値での取得であるため、権利行使時の給与等課税事由が生じないとされており、給与所得ではないと判断されている。会社法や税法との不整合さがあつつも、会計上は報酬として認識する理由の説明が不十分である。
- ③ 本公開草案第 17 項 (1) において、「従業員等が一定の金銭を企業に払い込むという特徴を除けば」としているが、権利確定条件付き有償新株予約権の代表的な特徴をあえて除いた姿を捉え、報酬性があるとする論理が理解しがたい。

以 上